

# 全ての住宅に 住宅用火災警報器の 設置が義務付けられました

あなたの家にも住宅用火災警報器の設置が必要となります。

近年、住宅火災による死者が急増しており、死に至った原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。また、住宅での火災の死者の半数以上が65歳以上の高齢者であり、今後、高齢化の進展に伴い、さらなる増加が懸念されます。

米国等では、住宅用火災警報器等の設置が義務化されており、その普及に伴い、死者数が半減しています。この現状を受け、日本でも火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が消防法等により義務付けられました。

## 設置の義務化の時期は

新築住宅は平成18年6月1日から

既存住宅は平成23年6月1日になるまでに設置が必要です。

(既存住宅とは、平成18年6月1日に現に存する住宅又は新築、増築、改築等の工事中の住宅をいいます。)

**住宅用火災警報器を設置しなくても罰則はありませんが、住宅用火災警報器は火災を早期に発見し、早期避難することにより、皆様の大切な「命」や「財産」を守るものです。早めに設置されますようお願いいたします。**

## 注意 悪質な訪問販売について

消防署（消防職員）が住宅用火災警報器を販売することはありません。

市場より高額な価格で売りつける。

(機種によって若干の差異はありますが、市場価格は1個約5千円から1万円くらいです。)

「あやしいな」と思ったら、絶対に押印・サインをしない。

訪問販売では、クーリングオフが認められています。契約書や領収書を確実に保存し、不審な場合には早急に熊本県消費生活センターへご相談ください。

熊本県消費生活センター（電話番号 096-354-4835）

## 住宅用火災警報器に関する問合せ先

住宅用火災警報器相談室・(0120-565-911)フリーダイヤル

(月曜から金曜までの午前9時から午後5時まで、祝祭日を除く)

菊池広域連合消防本部 予防課(096-232-9334)

(月曜から金曜までの午前8時30分から午後5時まで、祝祭日を除く)